

2010年6月

公開草案 ED/2010/7

## 公正価値測定に関する測定の不確実性分析の開示

開示案の限定的な再公開

コメント期限: 2010年9月7日



## **公開草案**

# **公正価値測定に関する測定の不確実性分析の開示**

**(開示案の限定的な再公開)**

**コメント募集期限：2010年9月7日**

**ED/2010/7**

This exposure draft *Measurement Uncertainty Analysis Disclosure for Fair Value Measurement* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued as an International Financial Reporting Standard (IFRS). Comments on the draft IFRS and its accompanying documents should be submitted in writing so as to be received by **7 September 2010**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IASB website ([www.iasb.org](http://www.iasb.org)), using the 'Open to Comment' page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the International Accounting Standards Committee Foundation (IASCF), the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright © 2010 IASCF®

All rights reserved. Copies of the draft IFRS and the accompanying documents may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intraorganisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IASCF's copyright and sets out the IASB's address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IASCF.

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IASCF. The Japanese translation is copyright of the IASCF.



The IASB logo/the IASCF logo/'Hexagon Device', the IASC Foundation Education logo, 'IASC Foundation', 'eIFRS', 'IAS', 'IASB', 'IASC', 'IASCF', 'IASS', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'International Accounting Standards', 'International Financial Reporting Standards' and 'SIC' are Trade Marks of the IASCF.

**Additional copies of this publication in English may be obtained from:**

**IASC Foundation Publications Department,**

**1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.**

**Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749**

**Email: [publications@iasb.org](mailto:publications@iasb.org) Web: [www.iasb.org](http://www.iasb.org)**

**公開草案**

**公正価値測定に関する測定の不確実性分析の開示**  
**(開示案の限定的な再公開)**

**コメント募集期限：2010年9月7日**

**ED/2010/7**

本公開草案「公正価値測定に関する測定の不確実性分析の開示」(開示案の限定的な再公開)は、コメントを求める目的で、国際会計基準審議会(IASB)によって公表されたものである。本公開草案及び結論の根拠に対するコメントは、**2010年9月7日**までに届くよう、文書で提出されなければならない。回答者は、IASBのウェブサイト([www.iasb.org](http://www.iasb.org))に、「コメントの募集」のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は回答者が守秘を要求しない限り、公開の記録として取り扱われる。しかしながら、そのような要求は商業的な守秘事項などの正当な理由がない限り、通常は認められない。

IASB、国際会計基準委員会財団(IASCF)、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行う、或いは行為を控える人に対して生じる損失については、たとえそれが過失などによるものであっても、当該損失に責任を負うものではない。

コピーライト © 2010 IASCF®

すべての権利は保護されている。本提案草案及び付属文書のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることなく、また、それぞれのコピーがIASCFの著作権であることを識別でき、かつ、IASBのアドレスを完全に表示している場合に限って、IASBへ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本出版物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法(現在知られているものも今後発明されるものも)であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IASCFによる書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本出版物に含まれているIASBの本公開草案及び結論の根拠の日本語訳は、IASCFの著作物である。日本語訳は、IASCFが指名したレビュー委員会による承認を経ていない。



IASB及びIASCFのロゴである‘Hexagon Device’、IASC財団教育ロゴである‘IASCF Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASC’、‘IASCF’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘国際会計基準’、‘国際財務報告基準’及び‘SIC’はIASCFの商標である。

**本出版物の追加のコピーは、IASC財団から入手できる。**

Publications Department, 1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: [publications@iasb.org](mailto:publications@iasb.org) Web: [www.iasb.org](http://www.iasb.org)

## 目 次

**公開草案「公正価値測定に関する測定の不確実性分析の開示」  
(開示案の限定的な再公開)**

**はじめに及びコメントのお願い**

**開示案**

**付 錄**

**IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の改訂（案）**

**設 例（案）**

**当審議会による 2010 年 6 月公表の「公正価値測定に関する測定の  
不確実性分析の開示」の承認**

**結論の根拠**

## はじめに及びコメントのお願い

### 背景

国際会計基準審議会（IASB）は、国際財務報告基準（IFRSs）で公正価値測定が要求又は許容されている場合における公正価値測定に関するガイダンスを提供するためのプロジェクトを行っている。本プロジェクトの目的は次のとおりである。

- 複雑性を低減し、その適用における整合性を改善するために、IFRSによって要求又は許容されているすべての公正価値測定のガイダンスの単一の源泉を確立すること
- 測定目的をより明確に伝えるために、公正価値の定義及び関連するガイダンスを明確化すること
- 財務諸表利用者が、公正価値測定を行うにあたって用いられる評価技法及びインプットを評価することができるよう、公正価値に関する開示を強化すること
- IFRSs と US GAAP とのコンバージェンスを推進すること

IASB は、上記の目的に対処するために 2009 年 5 月に公開草案「公正価値測定」( ED/2009/5 ) を公表した。2009 年 10 月の合同会議で、IASB 及び米国財務会計基準審議会( FASB )は、IFRSs 及び US GAAP において共通の公正価値測定及び開示要件を開発するために共同で作業することに合意した。本公開草案は、両ボードの議論の結果である。

### 本公開草案を公表する理由

ED/2009/5 は、資産、負債及び企業の自己の資本性金融商品の公正価値測定を分類するための公正価値ヒエラルキーを提案した。IASB 及び FASB は、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類される公正価値測定に関する測定の不確実性分析を開示することを企業に求めることを暫定的に決定した。ただし、他の IFRS で特定の資産又は負債に対してそのような開示は不要であると定めている場合は除く。測定の不確実性分析を開示する際に、企業は、観察不能なインプット間の相関の影響を、関連性がある場合には考慮しなければならない。

観察不能なインプット間の相関があればそれを考慮するという要件は、ED/2009/5 における開示案には含まれていなかった。本公開草案では、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類される公正価値測定に関する測定の不確実性分析において、観察不能なインプット間の相関の影響を考慮することを企業に要求するという両ボードの決定を踏まえたうえで、企業に当該分析の開示を求める提案をしている。

IASB 及び FASB は、本公開草案に対するコメント及び Topic820 「公正価値測定及び開示」の改

訂に関する FASB の公開草案に対するコメントを共同で検討する予定である。本公開草案における提案は、Topic820 の改訂に関する FASB の公開草案における測定の不確実性分析の提案と同一である。

## コメントのお願い

---

当審議会は、以下に記載されている質問に関するコメントを募集する。回答者は、すべての質問にコメントする必要はない。コメントは次のようなものであれば最も有用である。

- (a) 記載された質問への回答である
- (b) 明確な論理的根拠が含まれている
- (c) 必要に応じて、当審議会が検討すべき他のアプローチが説明されている

当審議会は、本公開草案の第 2 項の導入項である第 1 項及び第 2 項(b)、又は本公開草案で検討されていない事項に関してコメントを求めていない。

IASB と FASB は、本公開草案に対するコメントを共同で検討する予定である。すべての回答者は、1 つのコメント・レターを IASB に提出することが奨励される。IASB と FASB の両方にレターを提出する必要はない。しかし、FASB は、本公開草案における提案に関する FASB の関係者からのコメント・レターを受け付ける予定である。本公開草案における提案は、Topic820 の改訂に関する FASB の公開草案における測定の不確実性分析の提案と同一であることに留意していただきたい。

コメントは、文書で 2010 年 9 月 7 日までに到着するように提出されたい。

## 観察不能なインプット間の相関

本公開草案は、観察不能なインプット間の相関が、1つ以上の観察不能なインプットの変更が公正価値測定へ及ぼす影響を見積る際に関連性があるならば、その相関の影響を企業が考慮することを提案している。

### 質問 1

観察不能なインプット間の相関の影響を考慮することが、(a)オペレーションナルではない(例えば、コスト・ベネフィットの観点により) 又は(b)適切ではない状況があるか？ もしあれば、その状況を記載してください。

### 質問 2

仮に観察不能なインプット間の相関の影響が要求されないとすれば、測定の不確実性分析は意味のある情報を提供するか？ その理由又はそうでない理由は何か？

## 測定の不確実性分析の代替案

### 質問 3

公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類される公正価値測定に固有な測定の不確実性に関する情報を、財務諸表の利用者に提供するかもしれないと考える開示の代替案で、当審議会が検討すべきものはあるか？ もしあれば、その開示に関する説明及びその情報がより有用であり、コストよりもベネフィットがより大きいと考える理由を示してください。

## 公正価値測定に関する測定の不確実性分析の開示案

本公開草案は、第 2 項(a)において、公開草案「公正価値測定」( ED/2009/5 ) 第 57 項(g)の開示案の限定的な再公開を提示している。第 1 項 ( 第 2 項への導入 ) 及び第 2 項(b)は、提案された要求を文脈の中で示すためだけに追加している。

### 開示

1. 企業は、財務諸表の利用者が次の両方を評価するのに役立つ情報を開示しなければならない。
  - (a) 財政状態計算書において当初認識後に公正価値で測定される資産及び負債について、測定を行うために用いた評価技法及びインプット
  - (b) 重要な観察不能なインプットを用いる公正価値測定( レベル 3 )について、測定が当期純利益又はその他の包括利益に及ぼす影響
2. 第 1 項の原則を満たすために、企業は、少なくとも、財政状態計算書において当初認識後に公正価値で測定される資産及び負債の種類ごとに次の情報を開示しなければならない。
  - (a) 公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類される公正価値測定に関する測定の不確実性分析。
 

仮に、公正価値測定に用いた 1 つ以上の観察不能なインプットを、その状況において合理的に用いることのできた別の数値に変更すると、公正価値測定が著しく高く又は低くなっていた場合には、企業はその別の数値を用いた場合の影響及びその影響をどのように計算したかを開示しなければならない。測定の不確実性分析を行うにあたって、企業は、ありそうもないシナリオに関する観察不能なインプットを考慮してはならない。企業は、観察不能なインプット間の相関の影響を、その相関がその別の数値を用いた公正価値測定の影響を見積る際に関連性がある場合には、考慮しなければならない。この目的上、著しさの判断は、純損益、及び資産合計若しくは負債合計、又は、公正価値の変動がその他の包括利益に認識されている場合には、資本合計に関して行わなければならない。
  - (b) 公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類される公正価値測定について、公正価値測定に用いられた評価技法及びインプットの説明。

## 付 錄

### IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の改訂（案）

本付録における改訂は、[公表後に挿入される日付]以後開始する事業年度から適用しなければならない。企業が、IFRS 第 X 号「公正価値測定」（案）を早期適用する場合は、早期適用期間に対しても当該改訂を適用しなければならない。

A1 項の改訂は、ED/2009/5 の D10 項の提案から変えていない。

### IFRS 第 7 号「金融商品：開示」

A1 第 27B 項(e)は削除される。

## 設 例(案)

本設例(案)は、*IFRS 第X号「公正価値測定」(案)*に付属しているが、その一部を構成するものではない。

### 設例 1 - 測定の不確実性分析

---

- IE1 公正価値測定ヒエラルキーのレベル3に分類される公正価値測定に関して、本 IFRS(案)は、企業が測定の不確実性分析を提供することを要求している。当該分析の目的は、測定日における、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される公正価値測定に固有の、測定の不確実性に関する情報を、財務諸表の利用者に提供することである。
- IE2 当該目的を満たすために、本 IFRS(案)は、観察不能なインプット間の相関の影響を、その相関が観察不能なインプットの変更が公正価値測定に与える影響を見積る際に関連性がある場合には、考慮することを企業に要求している。
- IE3 1 つ又は複数の観察不能なインプットを、その状況において合理的に用いることのできた別の数値に変更した場合の影響をどのように計算したかを開示するにあたっては、企業は、公正価値測定で用いた観察不能なインプットと測定の不確実性分析で用いた別の数値とを比較するかもしれない。
- IE4 本 IFRS(案)の第2項(a)を適用するにあたっては、企業は資産に関して次の事項を開示するかもしれない。

重要な観察不能なインプットを用いた公正価値測定（レベル3）に関する測定の不確実性分析				
(CU 百万)	合理的に用いること のできた別の観察不 可能なインプットを用 いた場合の公正価値 の差異			重要な観察不能な インプット
	公正価値 X9/12/31	公正価値 の増加	公正価値 の減少	
<b>負債性証券：</b>				
RMBS	125	24	(18)	期限前償還率、デフォルト率、損失率、イールド（期限前償還率とデフォルト率との間の相関の影響を含む）
CMBS	50	13	(6)	デフォルト率、損失率、イールド
CDO	35	5	(3)	インプライド担保評価、デフォルト率、住宅価格
<b>負債性証券合計</b>	<b>210</b>	<b>42</b>	<b>(27)</b>	
<b>ヘッジファンド投資：</b>				
ハイイールド債券	90	5	(3)	投資報告書
<b>ヘッジファンド投資合計</b>	<b>90</b>	<b>5</b>	<b>(3)</b>	
<b>市場価格のない資本性金融商品：</b>				
プライベート・エクイティ投資	25	4	(3)	投資報告書
その他の資本性金融商品	10	3	(2)	投資先の財務諸表
<b>市場価格のない資本性金融商品合計</b>	<b>35</b>	<b>7</b>	<b>(5)</b>	
<b>デリバティブ：</b>				
信用契約	38	6	(5)	
<b>デリバティブ合計</b>	<b>38</b>	<b>6</b>	<b>(5)</b>	信用のボラティリティ
<b>投資不動産：</b>				
アジア	13	2	(3)	比較可能な不動産価値との調整
ヨーロッパ	15	2	(2)	比較可能な不動産価値との調整
<b>投資不動産合計</b>	<b>28</b>	<b>4</b>	<b>(5)</b>	
<b>総計</b>	<b>401</b>	<b>64</b>	<b>(45)</b>	
(注記：企業が他の様式の方がより適切であると判断しない限り、負債についても同様の様式にて表示する。)				

- IE5 さらに、企業は、財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するのに役立つ他の情報があれば提供しなければならない。例えば、企業は、観察不能なインプットの相対的な主觀性や限界及び用いた観察不能なインプットの幅を説明するかもしれない。

## 当審議会による 2010 年 6 月公表の「公正価値測定に関する測定の不確実性分析の開示」の承認

公開草案「公正価値測定に関する測定の不確実性分析の開示」は、国際会計基準審議会の 15 名の審議会メンバーにより公表が承認された。

デイビッド・トウイーディー卿 議長

スティーブン・クーパー

フィリップ・ダンジョウ

ヤン・エングストローム

パトリック・フィネガン

ロバート・P・ガーネット

ジルベール・ジェラール

アマロ・ルイス・デ・オリベリア・ゴメス

プラブハカー・カラバチェラ

ジェームズ・J・ライゼンリング

パトリシア・マコーネル

ウォーレン・J・マクレガー

ジョン・T・スミス

山田 辰己

張 炳國

## 結論の根拠

この結論の根拠は、本公開草案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

### はじめに

---

- BC1 この結論の根拠は、公開草案「公正価値測定に関する測定の不確実性分析の開示」の結論に至るまでの国際会計基準審議会の検討事項をまとめている。この結論の根拠には、特定の考え方を採用し、それ以外のものを採用しなかった理由が含まれている。議論の重点の置き方は各審議メンバーにより異なるものであった。
- BC2 本公開草案の提案は、公正価値測定及び公正価値測定の情報の開示に関する、当審議会と米国財務会計基準審議会（FASB）との議論の結果である。
- BC3 FASB は、FASB の会計基準コード化体系における Topic820 「公正価値測定及び開示」（FASB の会計基準書第 157 号「公正価値測定」をコード化したもの）の改訂を提案する公開草案に付属する結論の根拠を作成した。その結論の根拠は、提案されている測定の不確実性分析の開示についての結論に至る FASB の検討事項をまとめている。

### 背景

- BC4 2009 年 5 月に、当審議会は、公開草案「公正価値測定」( ED/2009/5 )を公表し、資産、負債及び企業自身の資本性金融商品の公正価値測定の分類に係る公正価値ヒエラルキーを提案した。また、ED/2009/5 は、企業が、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 ( すなわち、重要な観察不能なインプットを用いる公正価値測定 ) に分類される公正価値測定に関する、測定の不確実性分析を開示することも提案した。その提案では、インプット間の相互依存関係や相関関係を考慮に入れることを、企業に求めていなかった。また、その提案は、企業が変化の分析を示すべき対象は、観察可能なインプットなのか、観察不能なインプットなのか、あるいは、その両方なのかも明示していなかった。
- BC5 当審議会は、財務諸表の利用者に、公正価値測定ヒエラルキーのレベル 3 に分類される公正価値測定に関する潜在的な測定の不確実性についての感覚を提供するために、測定の不確実性分析の開示を求める 것을提案した。これは特に、評価技法を用いて算定される公正価値測定は、観察可能な市場価格から導出される測定額よりもより主観的であることを考慮したものである。当審議会は、評価技法の使用に関する情報は、主要な評価上の仮定に対する公正価値測定の感応度を含めて、開示すべきだと考えた。
- BC6 IFRS 第 7 号「金融商品：開示」は、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類される金融商品に対して、主要な評価上の仮定に対する公正価値測定の感応度（すなわち、測定の不確実性分析）に関する情報を開示することを求めていた（この開示は、公正価値測定の基準が確定した時点で、IFRS 第 7 号から削除される）。この開示は、観察不能なインプット間の相互依存関係や相関関係を企業が考慮に入れることを求めていない。

## US GAAP とのコンバージェンス

- BC7 2009年10月の合同会議で、当審議会とFASBは、公正価値測定の開示を義務づけることを含む、公正価値測定の共通のガイダンスを共同で開発することに合意した。両審議会は、このガイダンスを開発するために、2010年1月に合同の議論を開始し、2010年3月には最初の議論を終了した。この公開草案はこれら議論の結果である。
- BC8 2010年6月に、FASBは、Topic820の改訂を提案する公開草案を公表した。この公開草案の提案には、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される公正価値測定に関しては、測定の不確実性分析を開示することを求めていた。但し、他のTopicにおいて特定の資産又は負債についてそのような開示が不要であると定めている場合は除く。例えば、FASBは、市場価格のない資本性金融商品に対する投資については、測定の不確実性分析の開示は不要とした。
- BC9 当審議会とFASBは、それぞれの公開草案に対するコメント期間が終了したら、公正価値測定に関する議論を再開する予定である。両審議会は、本公開草案に対するコメントとFASBのTopic820の改訂を提案する公開草案に対するコメントを共同で検討する予定である。

## 測定の不確実性分析

---

- BC10 当審議会は、測定の不確実性分析を開示する目的は、測定日において、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される公正価値測定に固有の測定の不確実性に関する情報を、財務諸表の利用者に提供することにあると結論づけた。提案されている開示は、ありそうもないシナリオ（最悪のケースを含む）を反映することを意図していないし、また、将来を見越した開示ではない（提案されている開示に含まれる分析は、将来の経済条件が変化したら公正価値測定はどのように変化するかを予測するものではない。）。
- BC11 財務諸表の利用者は、IFRS第7号で求められている測定の不確実性分析の開示は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される企業の公正価値測定について、その主観性を評価するのに役立つ情報であると当審議会に報告している。

## 範囲

- BC12 本公開草案では、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される公正価値測定に関して、測定の不確実性分析の開示を企業に求めている。但し、他のIFRSにおいて特定の資産又は負債について、そのような開示が不要であると定めている場合は除く。ED/2009/5を開発するにあたって、当審議会は、提案した開示の適用を特定の資産、負債に限定することはしなかった。本公開草案の提案は、財務状態計算書上、公正価値で測定されていない資産又は負債に対しては適用されない。
- BC13 本公開草案の範囲は、ED/2009/5から変わっていない。

## 合理的に可能な代替的仮定

- BC14 ED/2009/5 では、仮に「合理的に可能な代替的仮定」を使うと、公正価値測定が著しく変動する場合は、企業は公正価値測定に対するその影響を開示しなければならないと提案した。同公開草案は「合理的に可能な」「著しく」を定義しなかった。また、同公開草案は、合理的に可能な代替的仮定とは、観察可能なインプットに関してなのか、観察不能なインプットに関してなのか、あるいは、両者に関してなのかを明らかにしなかった。
- BC15 その後の議論で、当審議会は以下の理由から、「合理的に可能な代替的仮定」という用語を使うのを止めることにした。
- (a) この用語は IFRS 第 7 号を適用している企業の実務に混乱を生じさせている。何が「合理的に可能」なのかの解釈が会社によって異なるため、適用の不整合を生じている。その結果、当審議会は、これに代えて開示の目的を記述することにした。
  - (b) 米国会計基準では「合理的に可能な」は特別の意味をもっているので、共通の標準の中でこの用語を使用することはできない。
- BC16 当審議会は、1 つ以上の観察不能なインプットを変更することによる公正価値測定への影響を企業が評価すべきことを明記することにした。当審議会は、企業は観察可能なインプットがどのように異なったかもしれないかを評価する必要はないとの判断した。その理由は特に、この開示が測定の不確実性に関するものだからである（観察可能なインプットについては、不確実性は仮にあっても僅少である）。さらに、当審議会は、この開示は、企業の公正価値測定を「結果論で批判する」ための情報を財務諸表の利用者に与えることを意図したものではないことに留意した。
- BC17 当審議会は、「著しく」という用語が何を意味するかについて追加的なガイダンスを設けるかどうかを検討した。ED/2009/5 では、「特定のインプットの測定額全体に対する著しさの評価には、当該資産又は負債に特有の要因を考慮に入れて、判断が必要となる」としていた。本公開草案で提案されている測定の不確実性分析の開示では、「著しさの判断は、純損益、及び資産合計若しくは負債合計、又は、公正価値の変動がその他の包括利益に認識されている場合には、資本合計に関して行わなければならない」としている。当審議会は、著しさの評価には判断が必要となることに留意し、「著しく」が何を意味するかについてのガイダンスは示さないことを決定した。

## インプット間の相関

- BC18 ED/2009/5 では、提案された測定の不確実性分析の開示において、観察不能なインプット間の相関の影響を考慮に入れることを、企業に要求することを提案しなかった。しかし、財務諸表の利用者は、提案されている測定の不確実性分析の開示（及び IFRS 第 7 号で求めている開示）は、測定の不確実性を分析する際に観察不能なインプット間の相関の影響を考慮することを求めれば、もっと有用となるだろうと当審議会に伝えてきた。

彼らは、相関の影響を考慮に入れることは、異なる観察不能なインプットが公正価値測定に与える影響の程度を評価するのに役立つだろうと主張した。

- BC19 このため、当審議会は、観察不能なインプット間の相関に関連性がある場合に、これを考慮に入れれば、測定の不確実性分析を開示することがより意味のあるものになるだろうという結論を下した。当審議会は、考慮に入れることを求めるのは、観察不能なインプット間の相関か、観察可能なインプット間の相関か、又は両者とすべきかを検討した。当審議会の考えでは、その状況において合理的に使用可能なものとして観察不能な別のインプットを選ぶのは、公正価値測定において既に使われている観察可能なインプットを前提として合理的であるものに限られる。その結果、本公開草案は、観察不能なインプットについてだけ、相関の影響を考慮に入れるべきことを明記した。
- BC20 当審議会は、企業は、観察不能なインプット間の相関の程度に関する定量的情報までは開示しなくてよいと判断した（2つの独立変数を使った回帰分析で決定係数を求める等の統計的分析までは行う必要はない）。むしろ、企業は、仮に、公正価値測定が著しく大きく、又は、小さくなるような観察不能なインプットの別の組み合わせを使用するならば、公正価値を測定するための評価技法（例えば、プライシングモデル）で使用されるその他の観察不能なインプットにも重大な影響を及ぼすことになるかどうかを見極める必要がある。もしそうなら、そのプライシングモデルにおいて観察不能なインプットの当該組み合わせを使うことが、公正価値測定に与える影響を開示することになる。
- BC21 企業に観察不能なインプット間の相関を考慮に入れるよう要求するとなると、観察不能なインプットのどれとどれに相関があるのかを決めて、かつ、その相関が公正価値測定に及ぼす影響を決めるなど、実務上考慮する点がでてくる。しかしながら、当審議会は、測定の不確実性分析は、観察不能なインプット間の相関を考慮に入れると最も情報としての価値が出てくると結論付けた。観察不能なインプット間の相関の影響や、その相関が関連性があるかどうかの評価は判断の問題であり、その評価は状況によって異なる。そこで、当審議会は観察不能なインプット間の相関の影響に関する評価を行うためのガイダンスは提供しないことにした。

### IFRS 第 7 号の市場リスク感応度分析との比較

- BC22 公正価値測定に関する測定の不確実性分析に加え、IFRS 第 7 号は、企業の市場リスク（金利リスク、通貨リスク、その他の価格リスク）エクスポージャーに関する感応度分析も求めている。ED/2009/5 に対して、提案されている測定の不確実性分析は、IFRS 第 7 号第 40 項の市場リスク開示と潜在的に重なるので、必要かどうか疑問であると回答した人々もいた。
- BC23 これら開示は重なる部分があっても、それぞれの開示の目的は異なる。すなわち、市場リスクの感応度分析の開示は、市場リスクに対する企業のエクspoージャーに関する情報を提供するものであり、一方、本公正価値開示は、主觀性の程度がもっとも高い公正

価値測定（公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類される公正価値測定）に関連して測定の不確実性に関する情報を提供するものであると当審議会は判断した。そのうえ、IFRS 第 7 号の市場リスク感応度分析は、金融商品に限定されるが、ED/2009/5 で提案された測定の不確実性分析は公正価値で測定される全ての資産及び負債に関係している（ただし、他の IFRS において特定の資産又は負債について、そのような開示が不要であると定めている場合は除く。）。

BC24 この結論に至る過程で、当審議会は、これらの開示には次の差異があることを認識した。

- ( a ) 市場リスク開示は、公正価値で測定される金融商品のみならず、償却原価で測定される金融商品にも関連している。
- ( b ) 市場リスク開示は、純利益や自己資本への影響を注目しており、価値の変化にとりたてて注目しているわけではない。
- ( c ) 市場リスク開示は、市場リスク（金利リスク、通貨リスク、その他も価格リスク）に対する企業のエクスポートジャーダけに焦点をあてているが、測定の不確実性分析は全ての重大な観察不能なインプットの公正価値測定への影響を考慮に入れている。
- ( d ) 市場性リスク開示は、観察可能なインプットか観察不能なインプットか（すなわち、公正価値ヒエラルキーのレベル、すなわち、レベル 1 か 2 か 3 か）を区別しない。一方、測定の不確実性分析の開示は、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類される観察不能なインプットにのみ関連する。

## 便益とコスト

BC25 財務諸表の目的は、幅広い利用者が経済的意意思決定を行う際に有用な、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュフローに関する情報を提供することにある。この目的を達成するため、提案されている IFRS や IFRS の改訂が重大なニーズを満たすか否か、結果として得られる情報の便益がそれを提供するためのコストを正当化するか否かを確認しようと努力した。新基準を導入するコストは、均等に負担されるわけではないかもしれないが、財務諸表の利用者は、財務報告が改善することでメリットを受け、資本市場及び信用市場の機能を促進し、効率的な経済の資源配分を促進する。

BC26 コスト・ベネフィット分析は必然的に主觀的となる。当審議会は、次の点を検討した。

- ( a ) 財務諸表の作成者のコスト
- ( b ) 情報が入手できない場合に利用者に生じるコスト
- ( c ) 利用者が代替的な情報を作成するためのコストと比較して、作成者が当該情報を提供する場合の比較優位性
- ( d ) 財務報告が改善されることによって、より良い経済的意意思決定が行われる便益

- BC27 公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類される公正価値測定に関する測定の不確実性についての提案されている開示は、財務諸表の利用者に提供される情報の質を改善するであろう。幅広い利用者に経済的意意思決定を行う際に有用な情報を提供することは概念フレームワークにおける財務報告の目的である。本公開草案で提案されている開示要件を開発するにあたって、当審議会は、当該開示が有用な情報を提供することになるか否かを評価するため、財務諸表の利用者や監査人その他関係者の意見を求めた。また、当審議会は、現在 IFRS 第 7 号では求めていないが、一部の規制当局者が、インプット間の相関が公正価値測定に与える影響に関する情報を、その相間に関連性がある場合には、企業が提供すべきであると提案していることにも留意した。
- BC28 観察不能なインプット間の相関が公正価値測定に与える影響に関する情報の提供を義務付ける提案は、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類される公正価値測定に関する測定の不確実性分析を提示するという現行 IFRS 第 7 号の要求を基礎としたものである。そうであっても、相関の影響の評価は、企業によっては、特に現時点において測定の不確実性分析を提供していない企業にとっては（例えば、公正価値で測定されているが測定の不確実性分析が要求されない非金融資産及び負債）実務の変更につながるかもしれない。しかし当審議会は、IAS 第 36 号「資産の減損」に従って減損テストを行う際に、企業は、資産の回収可能金額を売却費用控除後の公正価値に基づいて算定する場合には、インプット間の相関を含む感応度分析を行わなければならない点に留意した。
- BC29 そのうえ、システム変更やオペレーションの変更を行わなければならないため、追加費用を負担しなければならない企業もあれば、提案を適用するために追加費用を負担することとなる企業もあるかもしれない。しかし、当審議会の考えでは、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類される公正価値測定に固有の測定の不確実性に関する透明度の増大と、この測定の不確実性を財務諸表の利用者に伝える方法の改善による便益は、持続的なものとなろう。両者を比較した結果、当審議会は、公開草案の提案は、もし承認されれば、財務報告を改善することになるという結論を下した。